

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する
条例案に関する意見決定の件

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を
制定するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき
提示すべき意見について、別紙のように決定する。

令和2年6月10日提出

西宮市教育委員会

教育長 重松 司 郎

(別 紙)

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する
条例案に関する意見

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制
定については、異義ありません。

令和 2 年 6 月 10 日

西宮市教育委員会

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する
 条例

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償条例（昭和31年西宮市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

附属機関の委員（介護認定審査会及び障害者介護給付費等審査会の委員を除く。）	同 12,400円
障害者介護給付費等審査会の委員	同 22,000円

」

を

「

附属機関の委員（介護認定審査会、障害者介護給付費等審査会及びいじめ防止等対策委員会の委員を除く。）	同 12,400円
障害者介護給付費等審査会の委員	同 22,000円
いじめ防止等対策委員会の委員	日額 12,400円。ただし、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う場合は、日額80,000円を超えない範囲内で任命権者が定める額

」

に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。